

## 動力消防ポンプ

### 1 設置場所◆

- (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近（概ね3 m以内）に設けること。
- (3) 動力消防ポンプを実放水して訓練できる自衛消防隊が組織された防火対象物に設けること。

### 2 性能

- (1) 政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上とすること。
- (2) ノズル先端における放水圧力は、政令第20条第1項第1号の規定により設置されるものにあつては0.17 MP a、同項第2号により設置されるものにあつては0.25 MP a以上とすること◆

### 3 水源◆

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

- (1) 有効水源水量
  - ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5 m以内の水源を有効水量とすること。
  - イ 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。
- (2) 有効水源水量の確保  
投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上・横100cm以上・深さ30cm以上とすること。

### 4 器具◆

- (1) 吸管は、前3（1）に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。  
なお、ホースの伸長する経路にホース延長を妨げる物品は置かず、冬期間中に積雪によりホース延長を妨げるおそれのある場合は、定期的に除雪作業を行うこと。